

令和4年度第1回伊勢原市図書館協議会会議録

〔事務局〕 図書館・子ども科学館

〔開催日時〕 令和4年7月14日（木）午後3時から

〔開催場所〕 伊勢原市立図書館会議室

〔出席者〕

（委員）

会 長 朝倉 徹  
副会長 中村 さゆり  
委 員 板倉 博子  
委 員 櫻井 綾子  
委 員 飯山 浩子  
委 員 田中 幸江

（欠席）

橋口 龍郎

（事務局）

教育長	山口 賢人
教育部長	大山 剛
図書館・子ども科学館長	杉山 麻里
図書館係長	林 かをり
専 門 員	府川 伊久枝
会計年度任用職員	内田 淳子

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者〕 なし

《会議次第》

〈委嘱式〉

- 1 委嘱状交付式、委員紹介
- 2 教育長あいさつ

〈協議会〉

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題
  - (1) 図書館事業について
    - ①令和3年度事業報告（「伊勢原の図書館」より）
    - ②令和4年度事業方針
  - (2) 令和4年度主な取組について
    - ①子ども読書活動推進指針の改訂について

②電子図書館学校連携サービスについて

(3)その他

4 閉 会

《議事経過》

開 会

(事務局)

開催に先立ちまして、説明事項が2点ございます。

会議内容につきましては、原則公開となっております。会議当日の傍聴人による傍聴や、会議録は市のホームページで公開の取り扱いとなっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、議事録を作成いたします都合上、発言の際は挙手していただき、会長から指名後、お名前を名乗ってからご発言をお願いいたします。

本日は、傍聴人はいらっしゃらないことを、ご報告申し上げます。

それでは、ただいまから第1回 伊勢原市図書館協議会を開催いたします。

本日は、定数7名に対し、出席者6名で過半数を超えておりますので、伊勢原市立図書館条例施行規則第18条に基づき、当協議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。

(事務局)

それでは、朝倉会長からご挨拶をお願いいたします。

(会 長)

《会長あいさつ》

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、本日の議題は 2 議題を予定しております。

以降の議事進行は、伊勢原市図書館条例施行規則 第18条第1項「協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる」に基づき、会長をお願いいたします。

(会 長)

皆様の御協力の下、議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしく申し上げます。

それでは、事務局から議題(1)「図書館事業について」のうち、①令和3年度事業報告について、ご説明をお願いいたします。

(図書館長)

それでは、令和3年度事業報告につきまして、資料の「令和3年度版 伊勢原の図書館」からご説明させていただきます。

10ページをお開きください。8の令和3年度事業実績をご覧ください。

(1)利用状況についてですが、令和3年度の開館日数は284日で、前年度に比較しまして、68日多くなっています。

これは、令和2年度が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内公共施設と合わせて、3月6日から6月15日までの間、臨時休館し、通常より開催日数が少なかったため、令和3年度につきましては、通常どおりの開館ができたことによるものです。

(2)蔵書状況についてですが、一般図書の減は、受入資料に対し、除籍した資料が多いことによるものですが、児童書につきましては、増となっております、図書資料全体としては、大きな変動はございません。

また、CDの増につきましては、寄贈の受入によるものです。

次に12ページをお開きください。

令和3年度の主な動向について、時系列に沿って記載しております。新型コロナウイルス感染症関連をゴシック体表記にしております。

主な事項について、ご説明します。

4月8日に1階の正面玄関に手指消毒機を追加で設置し、2台での運用を開始いたしました。

5月13日には、在庫資料のインターネット予約を開始いたしました。

6月24日には、朗読ボランティアによる、朗読会を再開いたしました。

7月17日には、夏休みおすすめ本セットの貸出を開始しました。

7月22日に神奈川県版緊急事態宣言が発令されるなどしたため、注意喚起の館内放送を再開いたしました。

8月に入りまして、子ども向け集会事業やおはなし会を再開しました。

10月1日には、いせはら電子図書館を開設いたしました。

13ページをご覧ください。

11月5日には、会議室の学習室開放を、一部再開いたしました。

12月に入ってから、AVホールや、会議室の定員、学習室の席数をコロナ禍前に回復させるとともにバリアフリー映画会や、冬休みお楽しみ袋の貸し出しなどの事業を実施しました。

令和3年度は、電子図書館開設という、新しい生活様式のための新たな取り組みを始めて、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症関連対策を講じながらの事業運営をした1年となりました。

14ページから17ページをご覧ください。(5)読書啓発事業の実施状況について、記載をしております。

令和3年度は、感染症対策を講じて、各種事業を再開することができました。

おはなし会や夏休み子ども向け事業を予約制、少人数、短時間で実施することができました。

次に17ページをお開きください。下の方に(6)市内小中学校との連携について記載しており、計3日間、移動教室の受け入れをいたしました。

18ページには、(7)障がい者サービスについて記載しております。

視覚障がい者のための朗読会、バリアフリー映画会を開催いたしました。

19ページには、(8)市民ボランティアとの協働について記載しており、ボランティア主体の事業や図書館行事への参加協力をしていただきました。

20ページ以降につきましては、詳細の統計資料になりますので、説明は省略させていただきます。

令和3年度事業報告については、以上となります。

(会 長)

なにか、ご質問等がありますでしょうか。

(会 長)

電子図書事業については、後ほど説明いただけるということですが、コロナ禍で充実させていく必要があるかもしれませんね。

(事 務 局)

はい、実際の画面を見ていただきながら、学校連携サービスの説明の中でご覧いただけます。コロナで事業の導入に拍車がかかって、どこの自治体でも導入を始めている状況です。

(会 長)

それでは、続きまして、議題(1)の②令和4年度事業計画について、ご説明をお願いいたします。

(図書館長)

それでは、カラー刷りの A4 版の令和 4 年度事業予定について、ご説明をいたします。

縦列が時系列、横列が事業内容となっています。4 月から 6 月にかけては、既  
に実施した事業の記載になります。

読書啓発事業のうち、左から展示ケース、ミニギャラリー、一般向き特集架は、1  
階一般図書室展示架となっております。現在、展示ケースでは、「かわいそうな本  
展」、一般向き特集架では、「この人が好き」というテーマでの展示をしておりま  
す。

児童向き及び YA 向き特集架は、2 階児童図書室、ヤングアダルトコーナーでの特集  
架です。YA 向き特集架は、子どもと大人の間くらいの世代を対象として想定していま  
す。

館内イベントは、期間を区切った読書啓発イベントです。夏休みには、夏休み本の  
セット貸出を児童カウンターで実施いたします。

また、集会事業、おはなし会、朗読会は、人を集めての事業となります。  
新型コロナウイルスの流行状況を注視しながら、取り組んでいく予定です。

図書整理業務については、9 月と 3 月の資料特別整理の他、選書、除籍等を随時実  
施してまいります。

また、ボランティア育成支援としては、秋以降に養成講座を開催する予定です。

学校連携事業につきましては、教員研修等、学校からの依頼により受け入れをして  
おります。

説明は、以上となります。

(会 長)

ただいま事務局から議題 (1) の②について説明がありましたが、質問などありま  
したらお願いします。

(委 員)

10 月、11 月実施予定のボランティア養成講座について内容を教えてください。

(事務局)

今、予定しているものは、布えほん講座を考えています。布えほんは、布で手作り  
する本です。障がい児教育などに有効であること聞いておりまして、現在、当館に受  
入がないことからボランティアのお力を借りて制作が出来たらと考えています。市外  
で活動している布絵本ボランティアさんに講師依頼をしているところです。実際に布  
えほんを見せていただいたり、制作に関する話をしていただく講座です。募集人数等  
については検討しているところです。

(委 員)

私は小学校で読み聞かせボランティアを行っており、コロナ禍で 2 年間お休みして  
いましたが、6 月に再会したら子ども達の反響がよく、低学年のみならず 3、4 年生の  
参加もあり 50 人以上が集ってくれたため、活動の意義を感じました。読み聞かせの  
ボランティアも年齢が高くなったり、就労してしまったり、新しい方を入れたいので  
養成講座や情報交換の場があるとよいと思い、講座内容を伺いました。

(委 員)

図書館事業予定のお知らせと訂正をお願いします。11 月に職場体験受入 (中学生)  
という記載がありますが今年度は職場体験を 10 月に実施することにしました。訂正  
をお願いします。校外に出て職場体験を行うのは 4 校ではなくて、山王中学校 1 校だ  
けになります。他の学校については、別の形で職場の学習を実施する予定です。

(会 長)

他はいかがでしょうか。よろしければ、引き続きまして、議題 (2) 令和 4 年度主

な取組について「子ども読書活動推進指針の改訂について」及び「電子図書館学校連携サービスについて」を一括してご説明いただきたいと思います。

(事務局)

「伊勢原市子ども読書活動推進指針」の改訂について、ご説明させていただきます。

予めお配りしております、A4の資料「子ども読書活動推進指針の改訂について」をご覧ください。改訂の目的につきまして、読ませていただきます。(省略)

これまでの経過としまして、2をご覧ください。

お配りしております、緑色の表紙の資料「子ども読書活動推進指針」をご覧ください。こちらの資料が改訂前の指針となります。指針でございますので、期間については記載のない構成となっておりますが、11頁には目標値を設定しており、平成34年度、つまり令和4年度を目標年としていることから、作成段階から5年後に改訂されることを想定した指針となっております。

A4、1枚の資料にお戻りください。

3の指針の対象については、おおむね18歳以下の子どもとしております。

4の構成案につきましては、ICTの利活用等、社会状況の変化を踏まえた読書普及活動の取組について、基本理念と重点取組、「施策・事業推進の方向性」の5本の柱について保持しながら、社会状況の変化を踏まえて改訂していくこととなっております。

基本理念としましては、本との『出会い』で豊かな心を育てよう。重点取組については、子どもの成長に合わせた読書普及を実施する。家庭・地域・学校等の教育機関・行政・図書館の読書普及活動に連携性を持たせ、活動や情報を共有できるネットワークの強化を図る。

そして、5本の柱としましては、啓発事業の充実、人材育成の支援、読書環境の整備、情報・交流の促進、郷土愛の醸成、この5本の柱で作成したいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、11月頃、図書館協議会を開催し、改定内容について委員からご意見をいただきたいと思いますと考えております。コロナ等の社会状況によりましては、書面開催とさせていただきます場合もございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、いせはら電子図書館学校連携サービスについて、ご説明させていただきます。昨年の図書館協議会では、電子図書館の導入についてのみをご報告させていただいておりましたが、その後、令和3年10月から、実際にサービスを開始しています。

3月末までの利用状況につきましては、「令和3年度版伊勢原の図書館」P28をご覧ください。ジャンル別コンテンツ数、ライセンス別コンテンツ数、月別ログイン数、ログインベスト10を説明します。(省略)

A4の資料をご覧ください。

今年度より始めましたサービスとして、学校でタブレットを利活用して電子図書を貸出し、読書に親しむきっかけとしていただく取り組みを本年5月より開始いたしました。

利用対象は伊勢原市内の学校の在勤・在学者としております。

現在、図書館の利用者カードをお使いの市民の方は、利用者番号がそのまま電子図書館の利用者IDとなっております。

このIDをそのまま利用する場合、利用者カードを持たない児童生徒は予め登録が必要となります。

また、利用者カードを持参することによって紛失する等のトラブルも考えられま

す。このため、学校現場で児童生徒の学習や指導のための、学校連携サービス用 ID を、校長先生からの申請によって交付しています。

学校連携サービス用 ID は、利用者用 ID より桁数も少なく、連番としているため、貸与しているタブレットと紐づけて管理しやすくしています。子どもが、自分の ID を忘れてしまったとしても、学校で管理できるようにしています。

貸出点数と期間については、貸出点数、教職員は 3 点まで、児童生徒は 1 点まで。貸出期間は、2 週間です。期間を過ぎると自動的に返却になります。貸出延長や予約機能は、学校向けサービスには付与していません。

開始時コンテンツ(電子書籍)数は、9,346 点で内訳としましては、一般コンテンツ 8,922 点、児童コンテンツ 424 点(うち読み放題コンテンツ 50 点)です。

読み放題コンテンツは、複数人による同時貸出が可能なものです。朝の読書活動などで何人が借りても大丈夫です。読み放題以外のコンテンツは、原則として 1 点につき 1 人ずつの貸出です。

他にも読み上げ機能付き絵本や英語音声機能付き英会話の本など、電子書籍の特性を活かしたコンテンツも受入しています。引き続き、利用しやすいコンテンツの購入を進めていきます。

次にスケジュールについて説明します。

令和 4 年 4 月学校への説明と ID 申請受付開始、5 月読み放題朝読パック貸出開始、教職員 ID 利用開始、6 月より児童生徒 ID 利用開始しました。

6～7 月 伊勢原小・大山小・高部屋小・山王中が開始し、6～7 月に利用開始した学校の他、成瀬小、石田小の児童と教職員用、また中沢中の教員へ ID を交付済みです。2 学期以降、順次、利用されていくものと承知しています。

インターネット接続にかかる費用は利用者負担とし、学校内に限り市負担とします。校内の Wi-Fi を使うものです。

学校連携サービスに限らず、いせはら電子図書館の電子図書を学校現場で利用するにあたり、プロジェクターや電子黒板に投影して同時に多人数で視聴する場合は、著作権者の許諾確認が必要となります。図書館を通じて申請することになります。

また、電子書籍をダウンロード、保存することはできません。貸出情報、予約情報は返却時に削除され履歴は残りません。

ご説明については以上ですが、ここで、実際の電子図書館の画面をご覧いただきたいと思います。

図書館ホームページより電子図書館の利用方法を説明した。

(ログインの仕方、貸出、本の利用状況 等)

(会 長)

ただいま事務局から議題 (2) について説明がありましたが、質問などありましたらお願いします。

(会 長)

授業でクラス全員同時に使用したいと思う本でも読み放題になっていないと利用出来ないということになりますか。

また、それをプロジェクターで映すとすると許諾がいるということになりますか。

(事 務 局)

図書館を通じて版元に許諾確認して、許可が得られれば、利用可能になります。

(会 長)

生徒の正規の授業に限定しても事前許諾が必要なのですか。

(事務局)

はい。これについては、現在当館が契約している事業者については許諾申請が必要です。

(委員)

紙の本は選書がありますが、電子コンテンツのパッケージを購入する場合の選書はどのようになりますか。

(事務局)

パッケージ中身を見て購入することになりますが、紙の本と同じように選書しています。紙の本は、週に一度行っていますが、電子書籍についても月に1度程度ですが予備選書しておいたものを選書しています。紙の本に比べ発行数は少ないのですが、毎月、新しいコンテンツが発行されています。紙の本で出版されたものがその後電子書籍化され発行されているようです。

(委員)

学校以外にもご家庭で小さなお子さんに見せたら、とても良いと思いましたが、こんな本が入ったとか、こんなことが出来ますとかの広報の仕方と言いましょか、図書館のホームページまで行かないと分からないということであると、伊勢原市のホームページは、まだ、見てもなかなか図書館のホームページまで見るに至らないということがあるので、こういう本が入ったとか利用方法の広報をどのようにやっているかを知りたい。公民館の講座も、応募が集まりづらい際、市のラインを活用するなどしています。LINEなどを利用すると子育て世代にも知らせることできるなど、方策があると思いますが何か考えていますか。

(事務局)

電子図書館サービスを導入した公共図書館ではPRについて、課題になっています。

図書館ホームページに入らないと分からないところは、ありますので、ホームページにバナーを揚げたり、館内掲示ポスターを貼ったりしています。別事業ですが図書館の朗読会の募集を電子申請で始めるなど新しい取り組みもしています。電子図書館サービスについてもPR方法を考える必要があり課題です。

(会長)

広報活動には難しさがあると思いますが、只今、LINEが例にあがりましたが、デジタルツールも年齢層ごとに何が有効か考え、いろいろなサービスを使って恒常的にPRする必要があると思います。

(委員)

山王中学校で学校連携サービスを6月から7月の間に一番最初に入れていただきました。先ほどの委員のお話にもありましたようにまず、小学生、中学生が学校で使ってみて、その卒業後も継続して使ってみようというところから、広がっていく方法も1つあるのではと感じました。

導入後の子どもの感想や様子をお話させていただきますと、学校図書館の紙の本はどうしても劣化してしまうのに対し、特に写真や絵がとてもきれいと言う声が出ている。大きくして見ることもできたり、今、コロナ禍で、顔を突き合わせてひとつの物を見るのが難しい中、それぞれが見ることができると、大変活用出来ていると思います。また、読み上げ機能のご紹介がありましたが特別支援学級の生徒が読み上げ機能を大変喜んで活用しておりまして、読み放題なのでしょうか、みんなで1つの本を取り合うことなく個々に楽しんでいる様子もうかがえています。

本校の生徒は市の図書館が学校や家から遠いこともありまして、中学生はどうしても忙しい子が多いので、図書館が開いている時間内に本を借りることが難しい生徒に

とって電子図書を借りられるということで、今後、いろいろなところで活用していくのではと感じています。情報提供という形で報告させていただきました。

(委員)

小中学生も全てのコンテンツを見ることは可能か。また始まったばかりだが、ログイン数について統計を取っていきますか。学校連携分を区別して、統計を確認は出来ますか。

(事務局)

小中学生でも全てのコンテンツを見ることができます。

ログイン統計については、実際の統計画面でご案内すると、学校連携サービスが開始された6月のログイン数がかなり増えており、特に午前11時頃の利用が伸びていることから、学校の授業でご指導いただいている様子が伺えます。

学校連携分だけを自動抽出することはできません。

(会長)

学習参考書の利用はいかがですか。

(事務局)

学習参考書については、紙の本では、今まで書込みがされてしまうことや、個人で使用することを想定しており、受入がしづらかったが、受入しやすくなった。ただし、費用的には高い内容になっている。電子図書自体が紙の図書に比べ同じ内容であっても2、3倍の値段になってしまい、販売しているものは5倍するものもありますので、そこが課題です。

(会長)

そうしますと読み放題で参考図書となると一体どれくらいになってしまうか分かりませんが、そうしたものがそろっていると主体的な学びがタブレットで出来ますが、費用的な面もあるってことですね。費用対効果を考えると、インターネットを利用しての調べものは色々なサイトに移ってしまうリスクを考える必要もあるから難しいところですね。

(委員)

そういった意味で、電子図書館は、図書になっているということで生徒が利用する上でも信頼できて、安心して子ども達に使わせることができることが大きいと思います。

(会長)

これで予定されていた議事は終了いたしました。議事詳細のご説明ありがとうございました。引き続き、よろしくお願いいたします。

委員の皆様も、本日はありがとうございました。

(その他)

伊勢原市まちづくり市民ファンド寄付金積立基金で購入した、よむべえ(音声拡大読書器)、拡大読書機の見学。

午後4時15分閉会